

東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画

令和8年3月



はじめに

これまで、令和5年度からの3年間を「改革推進期間」として位置付け、休日の部活動の段階的な地域連携・地域移行を進めてきたところです。

そうした中、部活動を巡る状況については、少子化による持続可能性という面での課題や、休日も含めた指導や競技経験のない教員が指導せざるを得ない点、大会への引率や運営への参画が求められる点など、教員にとって大きな負担となっていることも指摘されています。

こうした状況を踏まえ、令和7年12月、国において「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が新たに策定され、令和8年度から令和13年度までの6年間を「改革実行期間」として位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進することとしました。

東京都は、「中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議」において、都内区市町村及び都内公立学校における課題整理を行うとともに、国の方向性を踏まえ、改革実行期間における部活動の地域展開等が各地区の状況に応じて着実に推進されるよう、協議をしてきました。

生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実するとともに、学校における教員の働き方改革を推進するため、本推進計画を策定いたしました。

区市町村におかれましては、本推進計画を参考に、生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動を確保・充実するとともに、教員の負担軽減につながる取組を一層推進していただきますようお願い申し上げます。

令和8年3月

東京都

目次

はじめに

1	東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画策定の目的	P 1
2	改革推進期間の成果及び現状と課題	P 1
3	推進目標	P 11
4	取組の方向性	P 12
5	「東京モデル」の推進	P 13
6	「東京モデル」の推進体制の整備に向けた都の取組	P 17
7	区市町村等の取組	P 21
8	成果指標	P 23
9	本計画の見直し	P 23
10	参考資料	

【取組の類型・名称】

1 期間について

改革推進期間：令和5年度から令和7年度までの3年間として設定

改革実行期間：令和8年度から令和13年度までの6年間として設定

（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする）。

2 取組の類型・名称

地域展開：生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること。

地域連携：学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等※を実施すること。

※複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する拠点校部活動を含む。

地域展開等：「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す。

1 東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画策定の目的

「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」（以下「推進計画」という。）は、別途策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、令和8年度から令和13年度までの改革実行期間における取組の展望を明らかにし、都内公立中学校等における部活動の地域展開等を推進することを目的として策定する。

2 改革推進期間の成果及び現状と課題

(1) 成果

ア 区市町村

(ア) 協議会の設置

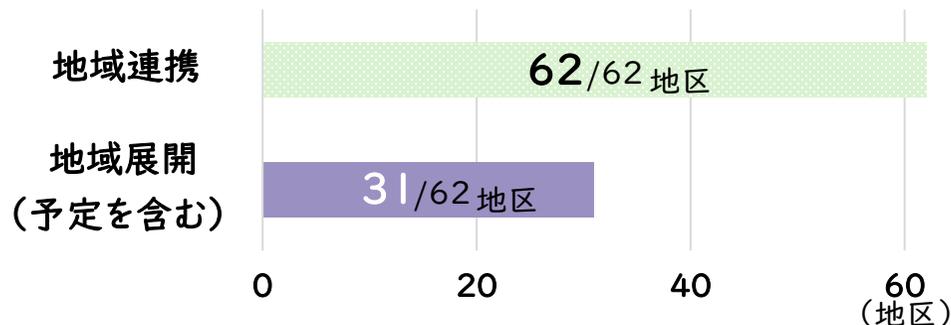
➤ 改革推進期間において、すべての地区が協議会を開催

(イ) 計画の作成

➤ 改革推進期間において、すべての地区が推進計画等を作成

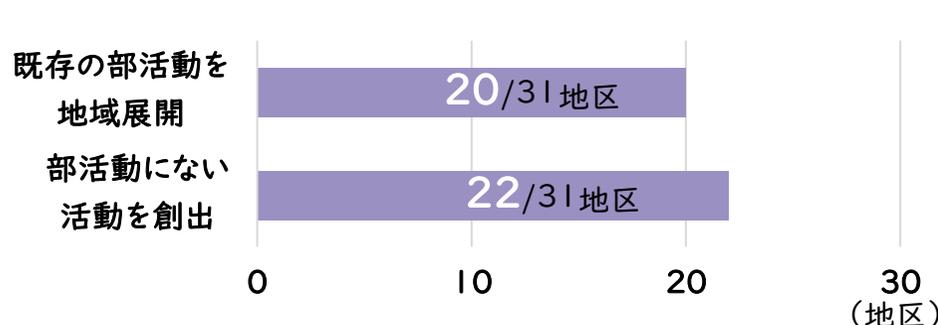
(ウ) 地域展開の取組状況

※ 一部の学校や一部の部活動のみ実施の場合を含む



(エ) 地域展開の内容

※ 複数回答有



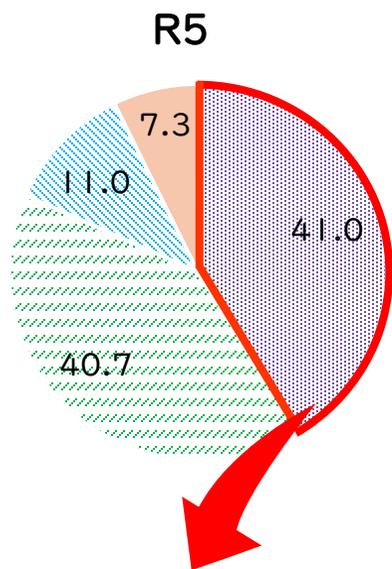
令和7年度5月から7月まで(10月~11月追加聞き取り)区市町村との情報交換における聞き取り内容(東京都)

2 改革推進期間の成果及び現状と課題

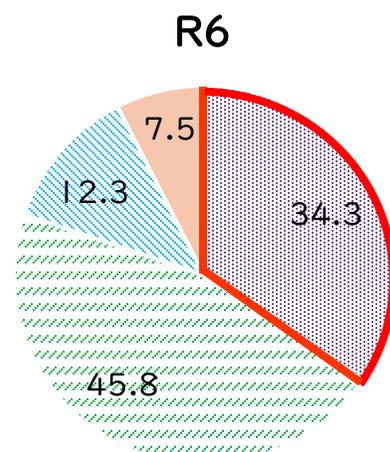
イ 教員

部活動指導員や外部指導者が配置されたことにより、あなたが部活動に携わっている時間は、配置されていない場合に比べて、週当たり何時間減っていると思いますか。

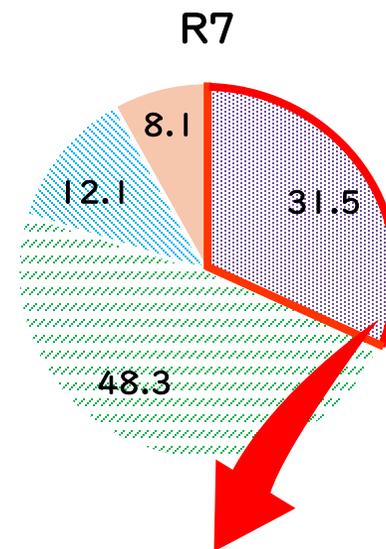
● 0分 ● 1分～4時間59分 ● 5時間～9時間59分 ■ 10時間以上



約4割



令和5年度「未来へ つなぐ 部活動改革アンケート」(東京都)
令和6年度「未来へ つなぐ 部活動改革アンケート」(東京都)
令和7年度「未来へ つなぐ 部活動改革アンケート」(東京都)



約3割

➤ R5年度からR7年度において、部活動に携わっている時間が週当たり減っていないと回答した割合が4割から3割に減少

2 改革推進期間の成果及び現状と課題

(2) 現状と課題

ア 都内公立中学校等※¹における部活動の実態

東京都教育委員会による「令和7年度部活動実施状況に関する調査」では、次のような実態が明らかになった。

	運動部活動	文化部活動
設置数※ ²	5,113部	2,980部
休日に活動している部活動	72.4%	19.2%
専門的な技術指導ができる顧問の配置	48.3%	48.2%
部活動指導員の配置	23.4%	11.0%
専門的な技術指導を行う外部指導者の配置	34.3%	32.0%

令和7年度「部活動実施状況調査」(東京都)

※¹ 都内公立中学校等とは、・都内公立の中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部のことを示す。

※² 部活動設置数のカウントの仕方について

令和5年度及び令和6年度の部活動数については、男女別々の設置部活動について1カウントとしていたが、本推進計画については、男女別々の設置部活動を2カウントして示す。

2 改革推進期間の成果及び現状と課題

イ 生徒

(ア) 生徒の所属状況

部活動のみに参加	62.5%
地域クラブ活動のみに参加	5.5%
両方に参加	25.8%
参加なし	6.2%

(イ) 希望する部活動が学校にない場合^(複数回答)

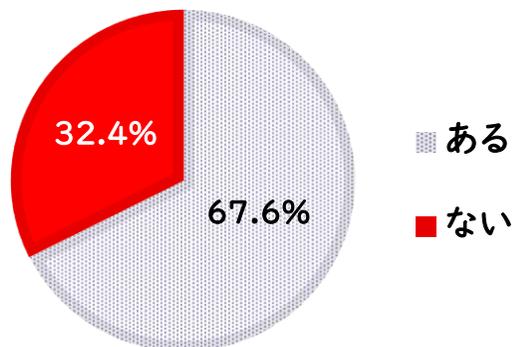
部活動に参加	56.6%
地域クラブ活動に参加	32.4%
他校の部活動に参加	16.6%
参加なし	20.1%



令和7年度「未来へ つなぐ 部活動改革アンケート」(東京都)

- 希望する部活動が学校にない場合でも、「部活動に参加」と回答した生徒が半数以上
- 希望する部活動が学校にない場合、「参加なし」が6.2%から20.1%に増加する可能性あり

(ウ) 参加したいスポーツ・文化活動が学校や地域にありますか。



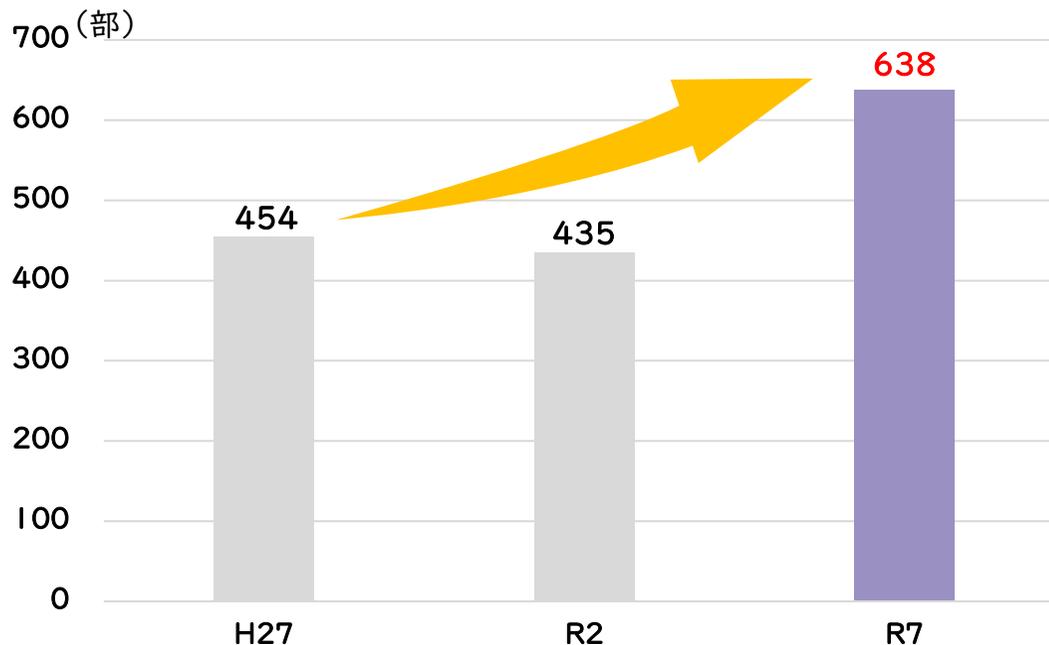
身近な環境にスポーツ・文化芸術活動の機会を
確保・充実させていくことが必要

令和7年度「未来へ つなぐ
部活動改革アンケート」(東京都)

2 改革推進期間の成果及び現状と課題

ウ 学校

合同部活動の実施状況



令和7年度「部活動実施状況調査」(東京都)

- H27から複数校合同で部活動を実施している割合が増加
- 複数校合同で部活動を実施している割合が約1割

**部活動が単独で組むことができないため、
地域単位で活動の機会を確保する取組が必要**

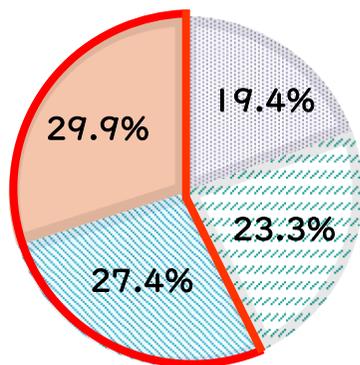
2 改革推進期間の成果及び現状と課題

エ 教員

(ア) 部活動への従事時間

○ 部活動の指導や運営に週にどのくらいの時間を費やしていますか。

■ 1分～1時間59分 ■ 2時間～4時間59分
■ 5時間～9時間59分 ■ 10時間以上



令和7年度「未来へ つなぐ
部活動改革アンケート」(東京都)

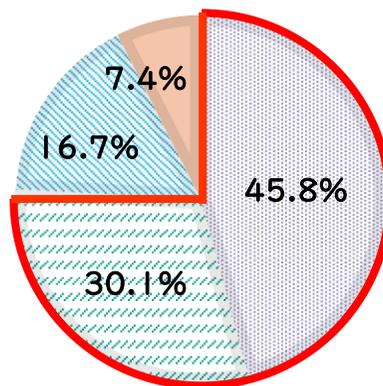
➤ 約6割が5時間以上従事

(イ) 部活動の指導や運営及び大会運営に携わっている教員の負担

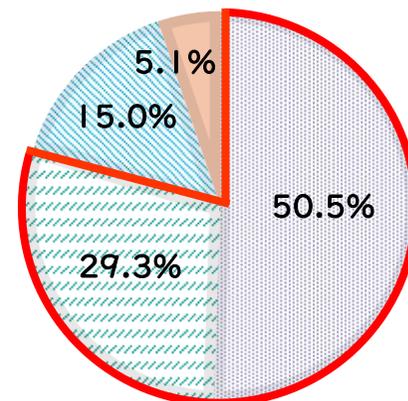
○ 現在、部活動の指導や運営を負担に感じていますか。

○ 大会やコンクール等の大会運営を負担に感じていますか。
(大会運営に参加していると回答した場合)

■ 感じている ■ やや感じている ■ あまり感じていない ■ 感じていない



令和6年度「未来へ つなぐ
部活動改革アンケート」(東京都)



令和7年度「未来へ つなぐ
部活動改革アンケート」(東京都)

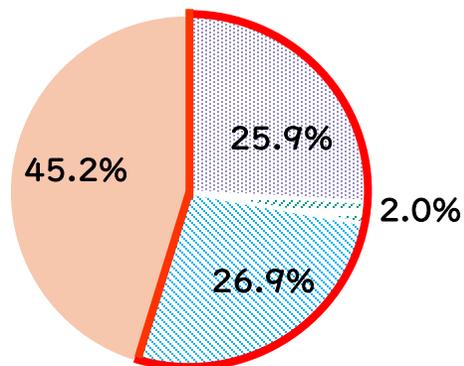
➤ 部活動の指導や運営及び大会運営に負担を感じている教員は約8割

2 改革推進期間の成果及び現状と課題

(ウ) 休日の指導や運営に関する教員の状況

○ 自分の専門の部活動について、指導や運営に携わりたいですか。

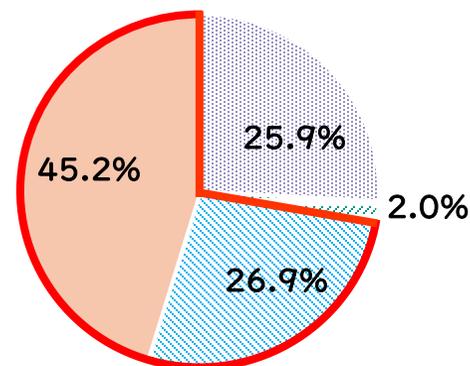
■ 平日休日
■ 平日のみ
■ 休日のみ
■ 携わりたくない



令和6年度「未来へ つなぐ
部活動改革アンケート」(東京都)

➤ 指導に携わりたい教員は5割

■ 平日休日
■ 平日のみ
■ 休日のみ
■ 携わりたくない



令和6年度「未来へ つなぐ
部活動改革アンケート」(東京都)

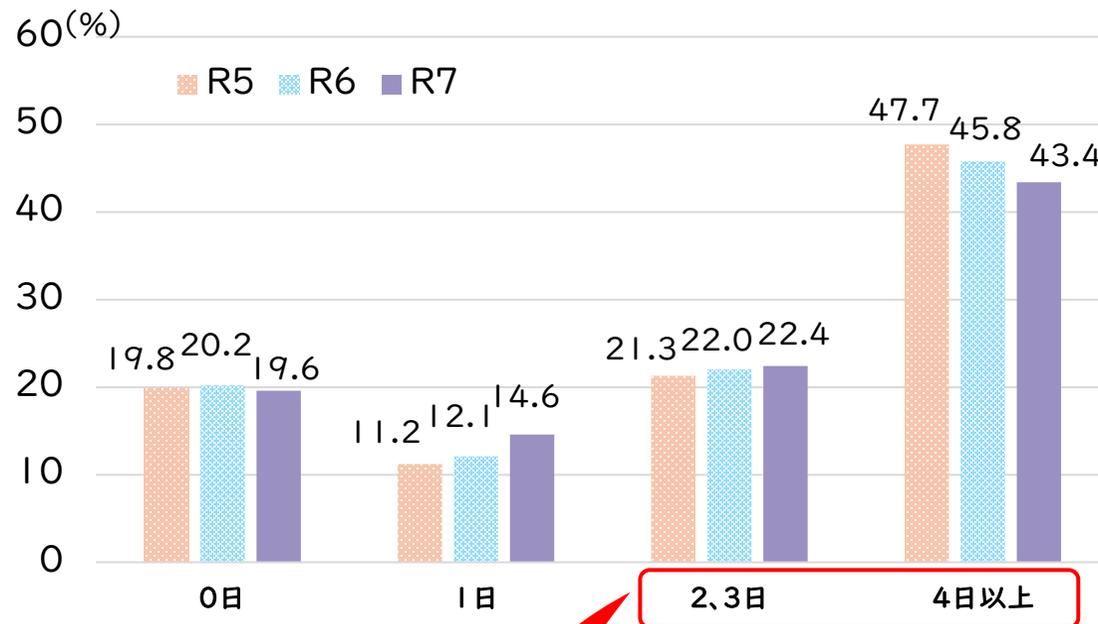
➤ 休日の指導や運営に携わりたくない教員は約7割

大会運営も含めて、教員の負担軽減が必要

2 改革推進期間の成果及び現状と課題

(ウ) 休日の指導や運営に関する教員の状況

○ 部活動指導員や外部指導者が配置されている場合でも、あなたが休日の部活動に携わっている日数は、月当たり何日ですか。



令和5年度「未来へ つなぐ 部活動改革アンケート」(東京都)
令和6年度「未来へ つなぐ 部活動改革アンケート」(東京都)
令和7年度「未来へ つなぐ 部活動改革アンケート」(東京都)

- 部活動指導員や外部指導者だけでは**事故・事故対応等が心配**なため
- 事故の対応など、**学校のルールで複数人で指導に携わる必要がある**ため
- **教員でないと施設管理(鍵の施錠・解錠)ができない**ため
- **部員数が多い**ため部活動指導員や外部指導者だけでは**見きれない**ため
- **指導に携わりたい**ため
- 部活動指導員や外部指導者が**休日に来られない**ため

2 改革推進期間の成果及び現状と課題

オ 生徒・保護者

学校や地域のスポーツや文化・芸術に関わる環境に満足していますか。

	生徒	保護者
満足していない群	あまり満足していない・満足していない 8.9%	あまり満足していない・満足していない 29.1%

指導者	<ul style="list-style-type: none">・ 専門的な指導者がいないから・ 意欲が高まらないから・ 顧問の先生が異動して指導者が変わったから	<ul style="list-style-type: none">・ 専門的な指導者がいないから
選択肢	<ul style="list-style-type: none">・ やりたい活動がないから	<ul style="list-style-type: none">・ 選択肢が少ないから・ 兼部が出来ない運動部が多いから・ 部員不足で試合に出られないから
施設	<ul style="list-style-type: none">・ 施設面が充実していないから	<ul style="list-style-type: none">・ 施設面が充実していないから・ 施設が限られているから・ 専門道具が不足しているから

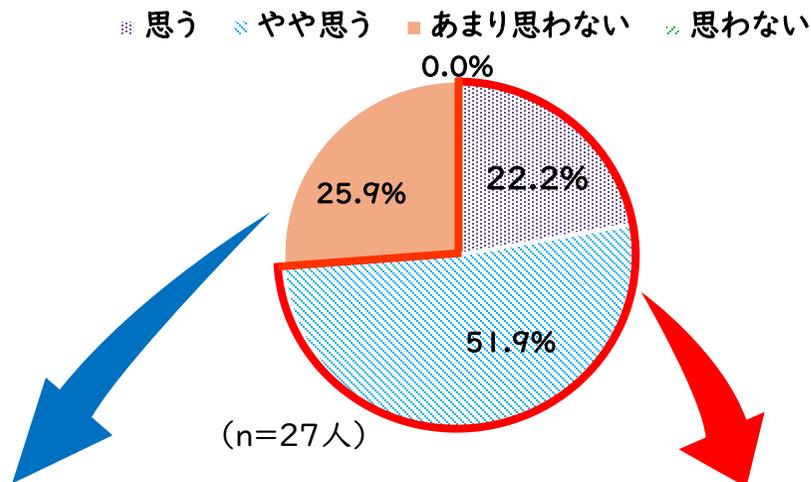
令和7年度「未来へ つなぐ 部活動改革アンケート」(東京都)

**専門的な指導者の確保及び質の向上、施設面の整備や
多様なスポーツ・文化芸術活動の選択肢を増やしていくことが必要**

2 改革推進期間の成果及び現状と課題

カ 大学生

○ 部活動を学校教育から切り離し、教員以外の指導者に指導してもらう制度にした方がいいと思いますか。



【あまり思わない・思わないの理由】

- ・教室では見られない子どもたちの雰囲気を知ることで、様々な可能性が広がるから。また、信頼できる大人が一人でも増えることは大きな利点だから。
- ・クラブチームになると様々な負担が増える可能性があり、入りたい活動に参加できなくなるのではないか。

➤ 教職課程を履修している約7割の大学生が、部活動を学校から切り離し、教員以外の指導者にしてもらう制度にした方がよいと回答

【思う・やや思うの理由】

- ・高等学校の時に指導していただいた先生は、家族よりも部員と一緒にいたイメージがある。自分には同じ熱量があるわけではないため、そのレベルを求められると難しいから。
- ・部活動を担当すると、教材研究や生徒指導の時間が圧迫され、授業準備に充てる時間が確保できなくなってしまうから。

令和7年度12月 教職課程を履修している大学生からの意見聴取の内容(東京都)
(大学名:東京女子体育大学、国立音楽大学、東京学芸大学、玉川大学)

3 推進目標

- (1) スポーツ・文化芸術活動を学校と地域の関係者が連携して支え、**子供たちの豊かで幅広い活動機会を確保・充実させ、全ての子供たちの満足度の向上を図る。**
- (2) 学校教育の質の向上にも資する**学校における働き方改革を推進し、全ての教員の部活動指導や運営に関する負担軽減を図る。**



4 取組の方向性

- (1) 生徒の活動機会の確保・充実の観点から、地域や学校等の実情に応じて、学校と地域が連携した部活動の地域展開等を推進
- (2) 障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- (3) 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出
- (4) 改革を実現するための手法を考える際には、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革を推進 ※ 都独自



地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境が整備されていない状態で、地域展開を進めた結果、子供たちのスポーツ・文化芸術活動の機会が消失することがないように留意する。

「東京モデル※」の推進

※ 内容は次ページ記載

休日・平日ともに、部活動の地域展開を目指しつつ、「東京モデル」を導入し、各地区の状況に応じて、以下の3つを組み合わせて持続可能な環境を構築

A 部活動の地域展開

B 部活動の地域連携：拠点化

C 部活動の地域連携：外部人材の活用

<改革実行期間の取組>

改革推進期間（令和5～7年度）

前期：令和8～10年度

改革実行期間

後期：令和11～13年度

国

部活動指導員等の拡充
実証事業等の実施

休日：確実に休日の地域展開等に着手
平日：実現可能な活動の在り方課題への対応策を検証

中間
評価

休日：全ての部活動で地域展開の実現を目指す
平日：改めて取組方針を策定し、更なる改革を推進

← 休日：地域展開の実現を目指す ・ 平日：地域の実情に応じた取組を実施 →

都

地域展開等を推進

休日・平日「東京モデル」に着手・試行

中間
評価

休日・平日：「東京モデル」の実践を加速

← 休日・平日ともに部活動の地域展開を目指しつつ、「東京モデル」を導入 →

5 「東京モデル」の推進

A 部活動の地域展開

地域の団体が運営団体・実施主体として、子供の活動の機会を確保する。

生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開



営利団体等

□ クラブチーム・スイミングスクール



非営利団体等

□ 総合型地域スポーツクラブ



大学・専門学校等



総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション、大学、民間企業など

➤ 地域クラブ活動の実施に当たっても、**学校施設の活用**や、**希望する教員の兼業・兼職**、**学校との情報共有**など、学校との連携を図る必要があり、地域展開をした場合にも、**学校は地域の一部として関わりを持つ**ことになることに留意が必要

◎ 多様な地域クラブ活動プログラム (Youth Activities in Tokyo (通称 YAT))

- (1) 子供自身が実施したい活動を選択し、**個人単位で休日**に参加できるプログラムを構築
- (2) **一つの種目を追求する**、**多くの種目を体験する**等の多様なニーズに応える**スポーツ・文化芸術活動**を提供

<活動例>

・生徒からのアンケート調査等を踏まえて実施種目を選定

令和7年度は、軽音楽、ボルダリング、ダンス、ボウリング、eスポーツ、スケートボードを実施



5 「東京モデル」の推進

A 部活動の地域展開

区市町村における部活動の地域展開に向けた取組を支援するため、以下の事業を実施する。

取組	事業概要	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(ア) 都立中学校等における地域展開促進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域クラブ活動の体制整備について、地域クラブ活動の運営を通して検証を進め、その成果と課題をまとめ、休日の活動から段階的に部活動の地域展開を推進 	70部程度で実施	拡大実施を検討	
		ニュースレター等で広く発信		
		兼業・兼職等に関する課題把握	兼業・兼職の規定や運用の見直し必要に応じて改善	
(イ) 部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進に係る経費を補助 ○ 地域クラブ活動の活動費等の支援（指導者謝金・事務局人件費等） ○ 経済的困窮世帯の生徒への支援（参加費・保険料） ○ 推進体制の整備等（コーディネーターの配置・人材バンクの設置・運用等） 	申請のあった地区に対して経費の一部を補助		
(ウ) エリアサポート「地域クラブ設立・運営に関する取組の実施」地域クラブ活動の設立・運営等支援業務及び調査・研究業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推進地区においてモデル的に実施する地域クラブの設立・運営等の支援 ○ 効率的かつ確実な地域クラブの設立・運営を進め、ビジネスモデルとして確立することを目的とした調査・研究 	地域展開モデルを実施	地区で実施	
		地域展開モデルを拡充・実施		
(エ) 休日における多様な体験活動プログラム（YAT）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子供自身が実施したい活動を選択し、個人単位で休日に参加できるプログラムを構築し、多様なニーズに応えるスポーツ・文化芸術活動を提供 	拡充を検討		

5 「東京モデル」の推進

B 部活動の地域連携：拠点化

複数の学校で連携して行い、子供の活動の機会を確保

学校単位から地域単位で拠点校化した部活動として実施

【拠点部活動イメージ】



A校、B校、C校のうち、一つの学校だけに野球部を設置

➤ 設置のない学校に顧問を配置する必要なし

	学級	教員	生徒数	拠点部活動(12部活動)
A校	13学級	22人	359人	野球、男子バスケ、女子バスケ、ソフトテニス、バド、陸上競技、吹奏楽
B校	12学級	21人	422人	サッカー、男子バスケ、女子バスケ、男子バレー、女子バレー、吹奏楽、合唱
C校	21学級	36人	668人	サッカー、男子バスケ、女子バスケ、女子バレー、バド、吹奏楽、卓球、剣道

- 設置が**必要な活動を校長が精選し**、連携する**中学校(3~4校)間で分担**
- 生徒は、自分が**参加したい活動を連携校の中で選択し、参加**
- 拠点部活動の活動例
部活動指導員が平日週3日・休日週2日指導

区市町村における部活動の拠点化に向けた取組を支援するため、以下の事業を実施。

取組	事業概要	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(ア) 公立中学校 拠点化モデルの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 拠点部活動をモデル的に設置 ○ 活動場所の調整や部活動の運営状況の確認、連携校間の連絡調整、部活動指導員との調整、生徒・保護者への連絡等を行う、コーディネーターの配置 ○ 指導を希望する教員が確保できない場合に部活動指導員を配置するなどにより、都教育委員会として、各地区の状況に応じた、持続可能な環境の構築 			

モデル地区を指定し実施

5 「東京モデル」の推進

C 部活動の地域連携：外部人材の活用

地域の方々に参画いただき、子供の活動の機会を確保

学校部活動



地域の専門的な指導者



総合型地域スポーツクラブの指導者、スポーツ少年団の指導者、競技団体の指導者、アスリート、アーティスト、スポーツ推進委員、大学生、退職教職員、民間クラブの指導者

取組	事業概要	令和8年度	令和9年度	令和10年度
(ア) 中学校等における部活動指導員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○国の事業を活用し、適切な活動時間や休養日の設定等、部活動の適正化を進めている部活動に対し配置を支援 ○教員に代わって部活動の顧問として、指導や大会引率を担うことにより、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とするとともに、教員の部活動指導における負担軽減を図る。 			配置に係る経費の一部を補助
(イ) 指導者の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○都立学校の部活動指導員を対象とし、適切な指導等について学べる研修を実施 ○研修資料を区市町村教育委員会等に提供し、中学校の部活動指導員研修での活用を促す。 		ガイドライン等の内容を踏まえた研修を実際	研修資料を提供
(ウ) 中学校等における外部指導者の配置	<ul style="list-style-type: none"> ○区市町村が、中学校等の部活動に外部指導者の配置を行う場合において、その経費の一部を支援 ○外部指導者の積極的な活用を促進することで、専門的な技術指導等による部活動の質の向上を図る。 			配置に係る経費の一部を補助
(エ) 指導者派遣事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○TEPRO Supporter Bankや都内の地域スポーツクラブにより学校部活動の指導者を紹介し、運営団体・実施主体による指導者の配置を支援 ○「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」に登録している都内の地域スポーツクラブ等より部活動の指導者を紹介 			登録者の拡充

6 「東京モデル」の推進体制の整備に向けた都の取組

(1) 推進体制の整備及び全体方針の策定・周知等

教 都教育委員会 文 生活文化局 ス スポーツ推進本部

(ア) 有識者会議等により進捗状況を確認・改善に向けた検討

- スポーツ・文化担当部署や生涯学習・社会教育担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、学校、保護者等の関係者から構成する「中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議」を年3回程度開催し、「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び本推進計画を踏まえ、子供たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させるための、「東京モデル」の推進状況や今後の具体的な方策等について検討する。検討内容については、ホームページに掲載するなどして、広く情報発信する。教 文 ス

(イ) 「アンケート」等の実施により、生徒等のニーズの反映

- 都内の公立学校等に在籍する生徒及びその保護者、都内公立中学校等に所属する教員を対象として「未来へ つなぐ部活動改革 アンケート」を実施し、部活動の地域展開等に関する意識を把握する。教

(ウ) 関係者への周知・広報

- 東京都は、地域展開等の背景や、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の将来像、見込まれる効果、スケジュール等について、区市町村、生徒や保護者、スポーツ・文化芸術関係者、学校関係者等に対して、定期的に周知する。
- 子供向けリーフレットやニュースレター等を作成、公開し、「東京モデル」の取組や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の将来像、見込まれる効果、スケジュール等について、児童や生徒に分かりやすく伝える。教

(エ) 協力団体リストの作成

- 部活動指導員等の指導者派遣や「スポーツ・文化芸術団体等」の整備や支援に関する相談窓口を一覧にまとめ、区市町村に提供する。教

6 「東京モデル」の推進体制の整備に向けた都の取組

(2) 区市町村へのサポート

ア 区市町村との情報交換会の開催

- 各地区の取組の推進状況、成果や課題等を把握することを目的に、全ての区市町村と意見交換会を開催する。また、東京都は、区市町村が、3の「地域展開等に向けた推進目標」の達成に向けた「東京モデル」の取組を進める上で必要な助言等を行う。教 文 ス

イ 部活動実施状況調査の実施

- 中学校における部活動の実態や、区市町村教育委員会における地域展開等に関する進捗状況を調査し、その結果をフィードバックすることで、子供たちのスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実に資する。教

(3) 地域展開等に向けた広域的な基盤づくり

ア 関係団体等との連携体制の構築

(ア) 関係者間の連絡体制の構築

- スポーツ・文化芸術環境の効果的・効率的な整備充実に向け、関係団体、学校関係者等が情報共有等を通じて緊密に連携していけるよう、定期的・恒常的に連絡調整する場を設けるなど体制を整備する。教 文 ス
- 区市町村スポーツ主管課長会議、区市町村担当者向け研修会、都内スポーツ・文化芸術団体等による研修会等において、地域展開等に関する取組状況等について情報提供する。文 ス

(イ) 大学等との連携

- 区市町村において、近隣大学の学生を活用して、地域でスポーツ・文化芸術に関する指導に当たることや、合同練習等を促進していくことも考えられることから、大学におけるスポーツや文化芸術活動の統括団体等と連携しながら、関係大学と連絡会等を開催し、体育系、文化系、教員養成系の学部を有する大学との連携を強化していく。教 文

6 「東京モデル」の推進体制の整備に向けた都の取組

イ 指導者確保に向けた仕組みづくり

(ア) 指導者の確保・人材バンクの充実

- 生徒にとってふさわしい地域のスポーツ・文化芸術等に親しむ環境を整備するために、専門性や資質・能力を有する指導者を確保できるよう、指導者になり得る人材を有する団体の研修会・説明会等の場を活用し、地域展開等に関する情報提供やTEPROサポーターバンクへの登録促進に取り組む。教文ス
 - 地域のスポーツ・文化芸術団体のTEPROサポーターバンクへの登録を促し、TEPROサポーターバンクから学校へ紹介できるサポーター数を増やすことで、登録団体の協力を得ながら、学校部活動及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。教ス
- ※ TEPROサポーターバンク事業：支援を求める都内公立学校に、学習支援、部活動支援、教職員の事務支援等、様々な分野の登録サポーターを、TEPROが紹介する事業

(1) 教員等の兼業・兼職

- 都立中学校等で実施する実証事業の一環として、休日の部活動指導を含め、教員の部活動指導に関する意識調査等を行い、実態を把握する。同調査の結果を基に、希望しない教員が指導に携わらない体制、部活動指導の在り方について検討する。教
- 地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、適切に兼業・兼職を行えるよう、また、指導を希望しない教員が兼業・兼職により指導を行うことのないよう徹底するとともに、必要に応じて規程や運用の改善を行う。教

6 「東京モデル」の推進体制の整備に向けた都の取組

ウ 指導者研修や運営・リスク管理研修の実施

(ア) 指導者研修

- 学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等に関する内容をまとめたガイドラインについて、地域クラブ活動を実施する際の参考資料とするため、スポーツ・文化芸術団体等の関係者に情報提供を行う。教 文 ス
- 都立学校の部活動指導員及び外部指導者を対象とし、適切な指導等について学べる研修を実施している。その資料を区市町村教育委員会等に提供し、中学校の部活動指導員及び外部指導者研修での活用を促す。教

(イ) 地域クラブ活動に関する認定制度の構築

- 東京都は、区市町村で認定制度が円滑に整備・運用されるように、必要な指導・助言を行う。また、複数の区市町村による広域連携の取組が必要な場合には、区市町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。教 文 ス
- 連携大学において、地域クラブ活動で指導を行うために必要となる講習を受講することで、「認定地域クラブ活動指導者」として登録できる体制を構築する。教

7 区市町村等の取組

(1) 区市町村

区市町村において、5の「東京モデル」に取り組み、2の「地域展開等に向けた推進目標」を達成するため、次のとおり、区市町村における取組例を示す。また、東京都は、区市町村が取組を進める上で必要な助言等を行う。

ア 協議会等の開催及び推進計画等の策定

- 区市町村は、地域展開等に向けた協議会等を引き続き開催し、関係者と定期的な情報共有・連絡調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、成果指標、スケジュール等について、周知する。

イ 方針及び計画等に基づく「東京モデル」の推進

- アで策定した計画等に基づき、令和10年度末までに、「東京モデル」の取組に着手・試行し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境の充実を図る。

(2) 関係団体等の取組

東京都中学校体育連盟及び東京都中学校文化連盟は、大会等の在り方や引率に係る体制について、規定等に見直しを行う。

ア 東京都中学校体育連盟主催の大会

- 日本中学校体育連盟の方向性を踏まえ、東京都中学校体育連盟は、令和5年度から、地域クラブ活動に参加する中学生及び拠点部活動が東京都中学校体育大会に参加できることとした。
- 主催大会では、個人競技のみならず団体競技等においても、外部指導者による引率を可能とするとともに、個人競技においても、校長・教員・部活動指導員が引率できない場合に限定することなく、校長が認めた上で外部指導者による引率を可能とするよう、引率規定が見直された。なお、これらの規定は、日本中学校体育連盟の方向性に沿って毎年見直しを行うこととしている。

イ 東京都中学校文化連盟主催の大会

- 東京都中学校文化連盟は、全国中学校総合文化祭につながる主催大会の全ての部門において、地域クラブ活動及び拠点部活動が参加できるよう、規定の見直しを行った。
- 主催大会では、校長・教員・部活動指導員が引率できない場合に限定することなく、校長が認めた上で外部指導者による引率を可能とするよう、見直された。

8 成果指標の考え方

部活動の地域展開等に関する取組を推進し、その効果を以下の考え方に基づく指標を作成し、把握する。具体的な指標については、令和8年度の早い時期に有識者会議で検討し、明らかにしていく。

なお、検証内容については、定量的なデータのほかに、地域展開等の効果的な取組事例等の情報も併せて収集する。

- (1) 生徒：スポーツ・文化芸術活動の**満足度**が**向上**したか
スポーツ・文化芸術活動に取り組む**選択肢**が**増えた**か
- (2) 教員：部活動の**従事時間**が**減少**したか
部活動指導や運営の**負担**が**軽減**されているか



9 本計画の見直し

令和8年度以降、都教育委員会が開催する有識者会議等において、本推進計画の適合性の点検・見直しを行い、必要に応じて取組等について整理していく。また、各施策の取組状況等を踏まえつつ、適宜、内容の見直し・改訂を行う。

1 意見募集の結果の概要

(1) 募集期間:令和8年2月2日(月)から同年3月3日(火)まで

(2) 提出方法:WEB又は郵送

(3) 意見の総件数:53件(意見毎に分類)

【内訳】

小学生	中学生・ 学校関係者	高校生・ 学校関係者	大学生・専門 高校生等	未就学児の保護者	小学生の保護者
0	11	1	0	0	1
中学生の保護者	高校生の保護者	学校関係者	スポーツ・文化 芸術団体関係者	その他(自治体職員、元学校関係者)	
4	3	23	5	5	

(4) 項目と件数

項目	件数
1 東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画策定の目的(1ページ)	7
2 改革推進期間の成果及び現状と課題(1~10ページ)	13
3 推進目標(11ページ)	2
4 取組の方向性(12ページ)	2
5 「東京モデル」の推進(13~16ページ)	10
6 「東京モデル」の推進体制の整備に向けた都の取組(17~20ページ)	7
7 区市町村等の取組(21~22ページ)	7
8 成果指標の考え方(23ページ)	2
9 本計画の見直し(23ページ)	3

2 主な意見と見解

本推進計画の策定に当たっては、皆様からの御意見を参考とさせていただきました。

主な意見要旨と東京都教育委員会の考え方は以下のとおりです。

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都の考え方
1 東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画策定の目的 (1ページ)	1	学校関係者	日本において中学校の部活動はスポーツの原点だと思います。	部活動は、学校教育の一環として生徒の自主的・自発的な参加により行われ、豊かな学校生活を創造してきました。また、スポーツや文化・科学・芸術などの活動を通じて、健全な人間形成や生涯学習の基盤を築く重要な教育活動です。地域展開した地域クラブ活動においても、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることにより、新たな価値の創出に向け取り組んでいきます。 (推進計画12ページ、ガイドライン4・74・77ページ)
	2	中学生の保護者	学校の教員の中には部活動の指導をしたくて先生になった方もいます。教員の活躍の場を奪うようなことはしないでほしいです。	休日・平日ともに、部活動の地域展開を目指しつつ、「東京モデル」を導入し、各地区の状況に応じて、持続可能な環境を構築していくことを目指しています。また、地域クラブ活動での指導を希望する教員等が、適切に兼業・兼職を行えるよう、また、指導を希望しない教員が兼業・兼職により指導を行うことのないよう徹底するとともに、必要に応じて規程や運用の改善を行っていきます。 (推進計画19ページ、ガイドライン86ページ)
2 改革推進期間の成果及び現状と課題 (1～10ページ)	3	高校生・学校関係者	学校の施設や指導できる教員を有効に活用する手立てが必要である。	地域クラブ活動の実施に当たっては、学校施設の活用や、従事を希望する教員の兼業・兼職、学校との情報共有など、地域展開をした場合にも、生徒が所属する学校との適切な連携を図ることが重要です。 教員の負担軽減を図りながら効果的な連携の方法等について、その事例等をニュースレター等を通して、区市町村等に周知していきます。 (推進計画17・19ページ、ガイドライン69ページ)
	4	学校関係者	生徒の活動機会の確保・充実が第一と考えることも大切であるが、平日の放課後や休日の練習試合、大会引率など教員の勤務時間外の業務は全て外部の人材を活用し、教員は学校内での業務に専念する体制作りを行うべきである。	改革推進期間における取組を通じて、部活動の地域展開等が進みつつある一方で、教員の勤務時間外における部活動対応が依然として大きな負担となっている実態があることも明らかになっております。こうした現状を踏まえ、4 取組の方向性で示しているとおり、生徒の活動機会を確保しつつ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革を推進していきます。(推進計画6・12ページ)

10 (参考資料) 「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」に対する意見募集の結果について

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都の考え方
2 改革推進期間の成果及び現状と課題 (1～10ページ)	5	その他	自分の時間を大切にする割合が高いことや、共働きの家庭もあり、部活動の指導等に時間を取られるのは避けたい傾向がある。部活動の指導等を希望しない場合は、後ろめたさなく顧問を断れる仕組みをつくってほしい。	教員を部活動顧問とする場合に、校長は、他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で、部活動開始・終了時刻の繰上げ等活動時間を教員の勤務時間内で適切に設定するなどの工夫を行い、教員の負担が過度とならないよう十分に留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する必要があります。地域展開した際にも、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するよう示しています。(ガイドライン7、86ページ)
	6	学校関係者	約7割の大学生が、部活動を学校から切り離し教員以外の指導者とする制度がよいと回答していることから、従来の部活動の在り方を今後も継続することは望ましくない。 公平性を謳うのであれば、部活動を担当する教員の業務量を減らす必要がある。	休日・平日ともに、部活動の地域展開を目指しつつ、「東京モデル」を導入し、各地区の状況に応じて、持続可能な環境を構築していくことを目指しています。また、改革を実現するための手法を考える際には、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革を推進していきます。(推進計画12・19ページ)
	7	学校関係者	部活動が地域クラブに移行することにより、教員の負担は大幅に減少するため、全地域に早く展開してほしい。	休日・平日ともに、部活動の地域展開を目指しつつ、「東京モデル」を導入し、各地区の状況に応じて、持続可能な環境を構築していくことを目指しています。(推進計画12ページ)
3 推進目標 (11ページ)	8	小学生の保護者 中学生の保護者	働き方改革の視点で賛成である。	本推進計画においては、今後も子供たちの豊かで幅広い活動機会を確保・充実させ、全ての子供たちの満足度の向上を図るとともに、学校における働き方改革を推進し、全ての教員の部活動指導や運営に関する負担軽減を図ることを推進目標としております。(推進計画12ページ)
4 取組の方向性 (12ページ)	9	その他	「学校における働き方改革を推進」を明記した点や、YATは評価できる取組である。 学校における働き方改革とYATの普及を進め、生徒が多種目に取り組める環境を整えていくべきである。	障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境の整備を進めていきます。 (推進計画12・13ページ)

10 (参考資料)「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」に対する意見募集の結果について

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都の考え方
5 「東京モデル」の推進 (13～16ページ)	10	学校関係者	<p>部活動の顧問を担わざるを得ない教員がいることを踏まえるとともに、一定数、部活動に携わりたい教員がいることを鑑み、部活動の顧問が過重負担とならないように外部の指導者も入れながら活動を行えるようにし、一方的に地域展開をしないように区市町村に周知をすべきと考える。拠点化した部活動も、外部の指導者も入れながら、教員の負担にならないようにする。部活動指導員が大会引率を担えるようにすることは、スピード感をもって実施してほしい。</p>	<p>指導を希望する教員が可能な範囲で指導に携われるようにするとともに、部活動の指導に携わりたくない教員が携わらなくてもよいように、休日・平日ともに、部活動の地域展開を目指しつつ、「東京モデル」を導入し、各地区の状況に応じて、地域展開、拠点化、外部人材の活用の3つを組み合わせ、持続可能な環境の構築を目指します。</p> <p>部活動指導員の大会引率については、中学校体育連盟及び中学校文化連盟の主催大会においては可能となっています。(推進計画6・12・22ページ)</p>
	11	学校関係者	<p>「5 東京モデルの推進」については、地域展開等に比べて拠点校の推進方向性が不明瞭である。設置校の選定基準、学校間調整を行うコーディネーター、誰がどのように主導するのか、生徒の指導・引率体制など、具体的に示すべき点が整理されていない。</p>	<p>東京モデルの推進に当たっては、地域展開等に加え、公立中学校における拠点化モデル事業を実施していきます。この事業により、コーディネーターや部活動指導員の役割や効果的な体制の在り方などについて、試行実施していきます。(推進計画15ページ)</p>
	12	学校関係者 ・その他	<p>既に実施されている拠点化ですが、段階的な取組としては有効な手立てだと思いますが、教員の負担軽減の点では地域展開の方が効果は大きい。将来的な地域展開に向けた取組と明記すべきではないでしょうか。</p>	<p>地域展開の運営団体・実施主体が整えば、将来的に地域展開していくことが考えられます。(推進計画15ページ)</p>
	13	スポーツ・文化 芸術団体関係者	<p>部活動の地域移行は地方自治体が主体となって行うものであり、学校や教育委員会の責務ではないことを明確にすべきである。</p> <p>地域クラブ活動推進事業の具体的内容が示されておらず、活動費や指導者謝礼が十分に確保できない中で、自治体による支援の差が生じている。また、経済的に困難な家庭の生徒が費用を理由に参加を控える実態があり、指導者や生徒が安心して活動できる支援体制と明確な相談窓口を早急に整えるべきである。</p>	<p>区市町村における体制整備として、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要です。</p> <p>東京モデルの推進に当たっては、地域クラブ活動が安定的に運営され、指導者や生徒が安心して活動できる環境を整備することが重要であると認識しております。このため、国の補助も活用し、地域クラブ活動の活動費等の支援で指導者やコーディネーター等の人件費等や、経済的困窮世帯の支援をしていきます。(推進計画14ページ、ガイドライン68ページ)</p>

10 (参考資料)「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」に対する意見募集の結果について

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都の考え方
5 「東京モデル」の推進 (13～16ページ)	14	中学生・学校関係者	学校によっては新たな部活動を募集しない、廃止になるにも関わらず、制度が進んでいないことで、子供たちが活動できない空白の数年在されるのではないかと考える。	地域におけるスポーツ・文化芸術活動の環境が整備されていない状態で、地域展開を進めた結果、子供たちのスポーツ・文化芸術活動の機会が消失することがないように取組を進めていきます。 (推進計画12ページ)
	15	スポーツ・文化芸術団体関係者	地区により部活動の地域展開等の進み方に差があるため、東京都として一定の課題共有や統一的な方針を示す必要がある。	休日・平日ともに、部活動の地域展開を目指しつつ、「東京モデル」を導入し、各地区の状況に応じて、持続可能な環境を構築していくことを目指しています。また、改革を実現するための手法を考える際には、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革を推進していきます。 (推進計画12ページ)
	16	中学生・学校関係者	学校単位から地域単位で拠点校化した部活動として実施することで教員の負担が減るのは確かだが、一つ一つの学校でチームを作り、大会などで戦うことがチームワークを高め、学校生活などに生かされていくと考える。	部活動が単独で実施することができないため、合同部活動や拠点校等の取組が増加傾向にあり、今後も増加していく可能性があります。そのため、生徒が希望に応じてスポーツ・文化芸術活動に参加することができるように、地域展開や部活動拠点化を進め、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実に努めてまいります。 (推進計画5・12ページ)
6 「東京モデル」の推進体制の整備に向けた都の取組 (17～20ページ)	17	学校関係者	教員が兼業・兼職で地域クラブ活動を指導する場合、事故時に国家賠償の対象外となる可能性や責任の所在が不明確であるため、地域団体の認定要件に位置付けるか、兼業・兼職を許可する際に教員本人に十分な説明と承諾を得る必要がある。	兼業・兼職の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施する必要があります。 (ガイドライン86ページ)
	18	中学生・学校関係者	部活動による教員負担の増加が教員志望者の減少につながっていることから、教員以外の指導者への転換を進め、OG・OBや地域の人材を活用する場合は、安全調査や指導講習を行った上で起用すべきである。	外部指導者の活用に当たっては、生徒の安全確保や指導の質の担保が不可欠であると考えております。このため、都立学校においては、部活動指導員や外部指導者を対象とした安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等に関する内容等の研修を実施しています。また、研修資料を区市町村教育委員会等に提供することで、中学校の部活動指導員及び外部指導者研修における活用を促しております。 こうした取組を通じて、外部指導者が安心して指導に当たることができる体制を整えるとともに、教員の負担軽減と、部活動の質・安全性の両立が図られるようしていきます。 (推進計画20ページ、ガイドライン8ページ)

10 (参考資料)「東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画」に対する意見募集の結果について

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都の考え方
6 「東京モデル」の推進体制の整備に向けた都の取組(17～20ページ)	19	学校関係者	<p>学校と地域をつなぐコーディネーター的役割を制度として確立する必要がある。</p> <p>教員や部活動経験者を市区町村で雇用し、企業やNPO任せにせず、地域連携を安定的に推進すべきである。</p>	<p>地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備するため、区市町村の支援をしていきます。(ガイドライン68ページ)</p>
	20	中学生・学校関係者	<p>地域展開等に当たり、これまで学校部活動で取り組んできた内容がどこまで尊重・継承されるのか、地域クラブに吸収されるのか、地域の指導者が指導に入る形なのかが不明確である。</p>	<p>地域展開は、既存の部活動を地域クラブ活動に展開することや、新たな活動を創出することもあります。一方で、地域連携は、学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施することです。</p> <p>地域展開した地域クラブ活動においても、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値の創出に向け取り組んでいきます。(ガイドライン60・61ページ)</p>
7 区市町村等の取組(21～22ページ)	21	中学生・学校関係者	<p>地域クラブの練習場所として学校施設が使用できない状況では地域展開は進まないため、区市町村教育委員会が主導して、夕方以降の校庭や体育館の管理を行政が担う体制を整えるべきである。</p>	<p>学校施設については、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点からも、学校教育に支障のない限り、地域クラブ活動において優先して活用できるようにすることが極めて重要であるとともに、社会教育施設との一体化・複合化等を行うことで、生徒のみならず、地域住民を含めた幅広い利用等が可能となる地域の活動拠点づくりに繋げていく必要があります。(ガイドライン73ページ)</p>
	22	高校生の保護者	<p>部活動や大会の負担が明らかである以上、大会を継続するのであれば学校とは完全に切り離し、社会教育の立場で実施するとともに、教育課程外である部活動は社会教育担当課の職務であることを明記すべきである。部活動の地域展開は、学校や教育委員会の責務ではないことを明確にすべきである。</p>	<p>区市町村における体制整備として、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが重要です。(ガイドライン68ページ)</p>
8 成果指標の考え方(23ページ)	23	自治体職員 中学生・学校関係者	<p>部活動指導の負担軽減を掲げていますが、これは指導のみを指しているのでしょうか。それとも部活動実施にあたり必要な各種調整も含めていますでしょうか。指導のみが教員の負担ではないため、運営面も含めて考えているのであれば、「部活動の指導・運営」など検討をした方がよいと考えます。</p> <p>学校部活動の教育的意義が維持・発展しているかという観点も成果指標に含めるべきである。</p>	<p>部活動指導の負担軽減については、指導のみではなく各種調整も含めた運営面も含んでいるため、推進目標や成果指標の考え方を「教員の部活動指導や運営に関する負担軽減を図る」としました。</p> <p>成果指標の具体的な指標については、令和8年度の早い時期に有識者会議で検討し、明らかにしていくこととしております。なお、検証内容については、定量的なデータのほか、地域展開等の効果的な取組事例等の情報も併せて収集し、これらを踏まえながら、成果の把握や今後の取組の改善に生かしていくこととしております。(推進計画11・23ページ)</p>

10(参考資料)「生徒からの意見の聞き取り」の結果について

○ 東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画の策定に当たり、東京都の子供たちの意見を施策に反映させるため、聞き取りを行った。

1 実施期間：令和8年3月5日から同年3月10日 まで

2 方 法：各学校を訪問し、生徒から直接意見を聴取

3 対 象 校：都内公立の中学校2校(区部及び市部1校ずつ)、中等教育学校1校、特別支援学校1校

4 主な意見

校種	主な意見
中学校(区部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私は学校の部活動では吹奏楽部に、地域クラブ活動ではダンスクラブに参加している。選択肢があると、新しいことにもチャレンジしやすくなると思う。選択肢があれば部活動でも地域クラブ活動でもどちらでもいい。 ・ サッカー部の拠点校となっている隣の学校と合同で活動することで、他校の生徒と交流が生まれ、これまで人数不足でできなかった試合もできるようになり、満足している。 ・ 勉強もあるので、活動は2～3時間くらいがちょうどよく、長いと大変だと思う。
中学校(市部)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段の自分を知っている先生だからこそ話しやすい面はあるが、専門的指導を受けられるのであれば、先生でなくてもよい。 ・ 大会が続いて練習が連日になると疲れがたまり、体調を崩してしまうことがあるため、活動は週に3～5日くらいがいい。体調を整えるために、土日のどちらかは休みたい。 ・ 外部の指導者であると、けがをしたときに親への連絡が遅れそうで少し心配である。
中等教育学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選択肢は多い方がよい。本校は選択肢がたくさんあって充実しており、減ると困る。 ・ 私たちから見ると、部活動も地域クラブ活動も、使う場所や教えてくれる人は同じで、あまり変わらない。 ・ バドミントン部と美術部を兼部していて、美術部は行きたい時だけ参加している。気軽に行ける、趣味みたいなプログラムがあるとよい。
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部活動は、大会に出て仲間と協力しながら、自分の実力を出せたときが楽しい。 ・ 様々な活動を選べるのはとてもよいと思う。個人的には卓球部があれば入りたかったし、活動がたくさんあると選択の幅が広がる。 ・ 部活動が土日両方あるのは嫌だ。土日のどちらかは休んで、他の好きなことをしたい。

10(参考資料) 中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議

中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議設置要項
 令和7年11月6日
 指導推進担当部長決定

(設置)

第1 東京都に次の事項を目的とし、「中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議(以下「有識者会議」という。))を設置する。
 都内公立中学校における部活動の現状と課題を踏まえ、都内公立中学校の部活動の地域移行等の進め方について検討する。

(所掌事項)

第2 有識者会議は、次に掲げる事項について具体的に検討を行うものとする。
 (1) 子供たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させるための、今後の具体的な方策等
 (2) その他必要な事項

(構成)

第3 有識者会議は、委員により構成する。
 2 座長は、委員の互選により選任する。
 3 事務局長は、会議を招集し、主宰する。
 4 委員は、年度ごとに、有識者、学校教育、スポーツ振興及び文化振興行政関係者及び保護者、その他必要な者から事務局長が委嘱する。

(意見聴取)

第4 有識者会議は、必要に応じて関係者又は関係職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(設置期間)

第5 有識者会議の設置期間は、毎年度、第1回委員会の実施日から当該年度3月31日までとする。

(事務局)

第7 有識者会議の事務を処理するため、教育庁指導部指導企画課に事務局を置く。
 2 事務局長は、教育庁指導推進担当部長の職にある者をもって充てる。
 3 委員会の庶務は、教育庁指導部指導企画課が行う。

(その他)

第8 この要項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この要項は、令和7年11月6日から施行する。

中学校におけるこれからの部活動の在り方を考える有識者会議委員名簿

		職	氏名
1	有識者	立教大学 スポーツウエルネス学部 教授	松尾 哲矢
2		日本体育大学 スポーツマネジメント学部 教授	佐藤 浩
3		東京都吹奏楽連盟 理事長	齊藤 厚子
4	校長会	東京都中学校長会 副会長 (府中市立府中第二中学校 校長)	成清 敏治
5		東京都立特別支援学校長会 理事 (都立羽村特別支援学校 校長)	井上 一仁
6	学校体育連盟 学校文化連盟	東京都中学校体育連盟 会長 (東久留米市立西中学校 校長)	小川 高弘
7		東京都中学校文化連盟 会長 (大田区立雪谷中学校 校長)	柳 歆子
8	区市町村 教育委員会	特別区指導室課長会 代表 (文京区教育委員会教育指導課長)	山岸 健
9		東京都市管理指導室課長会 代表 (町田市教育委員会教育指導室長兼教育指導課長)	大山 聡
10	保護者	東京都公立中学校PTA協議会 理事	江連 嘉人

東京都における中学校の部活動改革に関する推進計画

令和8年3月26日

編集・発行 東京都

所在地 〒163 - 8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話番号 03 - 5321 - 1111 (代表)

担当 (公立学校の部活動に関すること)

東京都教育庁指導部指導企画課部活動振興担当

電 話 03 - 5320 - 7474 (直通)

(地域の文化活動に関すること)

東京都生活文化局文化振興部企画調整課文化政策担当

電 話 03 - 5388 - 3132 (直通)

(地域のスポーツに関すること)

東京都スポーツ推進本部スポーツ総合推進部スポーツ課

電 話 03 - 5320 - 7714 (直通)